

令和2年第4回甲良町議会臨時会会議録

令和2年5月20日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 甲良町における新型コロナウイルス感染防止策およびその影響による損失補てん対策等の報告について
- 第4 報告第2号 専決処分の報告について
- 第5 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第8 議案第27号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第28号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第29号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第30号 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第31号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第32号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第33号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 発議第10号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策の拡充を求める決議（案）

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	11番	西澤伸明
12番	阪東佐智男		

◎会議に欠席した議員（1名）

10番 大町 善士雄

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬 喜久男	教育長	松田 嘉一
総務課長	中川 雅博	教育次長	福原 猛
会計管理者	宮川 哲郎	学校教育課長	藤村 善信
税務課長	大野 けい子	建設水道課長	村岸 勉
企画監理課長	北坂 仁	人権課長	丸澤 俊之
住民課長	小林 千春	建設水道課参事	丸山 正平
保健福祉課長	中村 康之	総務課主幹	岩瀬 龍平
産業課長	西村 克英		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本 浩美 書記 白波瀬 愛

(午後 1時30分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和2年第4回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員を指名します。

本日の会議録署名議員に、2番 岡田議員、3番 山田充議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日、令和2年第4回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。平素は、行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

4月16日以降、全国に広げられた緊急事態宣言を受けて、滋賀県では、5分の1ルールに基づき、手洗い、マスクの着用など、基本的な対策に加えて、外出、イベント開催の自粛、施設の使用制限、休業の要請など、様々な取組を実施されてきました。本町においても、布マスクを町民1人につき2枚ずつの配布、および5月18日、特別定額給付金申請書封筒を郵便局に持参をいたし、翌19日から公民館、保健福祉センター、長寺、呉竹両センターの町内4施設で受け付け事務を開始しているところでございます。

皆様のご協力をもちまして、本町からは、新型コロナウイルスの感染者は発生してないところであります。5月14日には、滋賀県を含む39県の緊急事態宣言が解除され、本町においても段階的に町内公共施設の再開と学校教育施設の再開を順次行っていく予定であります。5月15日の議会全員協議会で、今後実施予定の新型コロナウイルス感染症対策に伴う住民支援の各施策を説明させていただきましたが、それをもって終わりというわけではな

く、引き続き第3次の支援対策についても取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、本日の案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号は、これまで本町で取り組んできました新型コロナウイルス感染症対策について、また今後計画予定の事業についての報告であります。

報告第2号は、住宅新築資金等貸付金の返還について、訴えの提起の専決処分を行いましたので、その報告であります。

承認第2号および承認第3号は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、甲良町税条例および甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、甲良町介護保険条例の一部を改正する専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第27号は、甲良町税条例の一部を改正する条例で、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に関わる手続に関する一部改正であります。

議案第28号は、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を円滑に実施するための一部改正であります。

議案第29号は、甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、新型コロナウイルス感染症に感染をした被保険者に対する傷病手当金の支給のための一部改正であります。

議案第30号は、甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例で、傷病手当の支給に係る受け付け事務を本町が行い、広域連合が審査給付を行うための一部改正であります。

議案第31号は、甲良町介護保険条例の一部を改正する条例で、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免基準についての一部改正であります。

議案第32号は、令和2年度一般会計補正予算（第2号）で、231万1,000円を減額いたし、補正後の予算総額を47億5,581万1,000円とするものであります。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に伴う住民支援対策に関する補正予算であります。

議案第33号は、令和2年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で200万円を追加をいたし、総額を9億3,437万2,000円とするものであり、主な内容といたしましては、傷病手当金の補正予算であります。

何とぞよろしくご審議をいただき、適切な承認、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○**阪東議長** 少し言い忘れました。マスク着用の熱中症対策のため、水分補給を議会中も許しますので、よろしく申し上げます。

次に、日程第3 報告第1号を議題とします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 報告第1号です。1枚めくっていただきます。

甲良町における新型コロナウイルス感染防止策およびその影響による損失補てん対策等の報告についてでございます。

甲良町における新型コロナウイルス感染防止策について。

下記の防止策を講じました。

布マスクを町民1人につき2枚ずつ配布。

町に関する事業の中止。犬上川クリーン作戦、ビーチボール、母子保健事業等。

町の施設の休館。小中学校、図書館、香良の湯、温水プール等。

最新情報の広報。広報誌、防災無線、ホームページ。

役場の各窓口、施設にアルコール消毒液、マスク、アクリル板を設置。

職員のマスク着用の徹底です。

損失補てん対策等についてです。

令和2年5月15日の全員協議会で配布した資料1のとおり、下記事項を計画しております。

町独自事業、7施策。1、水道基本料金の減免事業。次のページをお願いします。2つ目で、特定定額給付金事業。母子健康手帳所持者。3番目、子育て世帯への経済支援事業。4番目、新型コロナウイルス感染症対策に係る集落協力金事業。5番目、新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金事業。県事業への上乗せ。6つ目、持続化給付金。中小企業、個人事業者への損失補償。7つ目、指定管理業者への損失補償事業。

続いて、国事業6施策です。1つ、子育て世帯への臨時特別給付金。2つ目、国民健康保険傷病手当金支給事業。3つ目、後期高齢者医療制度、傷病手当金支給事業。4つ目、介護保険料の減免事業。5つ目、納税徴収猶予。特例制度。6つ目、国民健康保険税の減免事業。

次に、町独自ソフト事業、8施策です。1つ、小中学校による応援メッセージ啓発事業。2つ目、小中学校保護者へのアンケート調査事業。次のページで、3つ目、情報配信事業。防災無線、ホームページ等での広報、啓発です。4つ目、ごみ袋支給事業。5つ目、ごみ軽量化事業。6つ目、ふるさと応援寄付

金コロナ対策基金事業。7つ目、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う失業者の雇用事業。8つ目、社会福祉施設への体温計等の配布事業です。

以上であります。

○**阪東議長** これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第2号を議題とします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

人権課長。

○**丸澤人権課長** 報告第2号 専決処分の報告について。

貸金等返還請求事件に関し、訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月20日。

甲良町長 野瀬喜久男。

専第2号 専決処分書。

貸金等返還請求事件に関する訴えの提起。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり訴えを提起することについて専決処分する。

令和2年3月24日。

甲良町長 野瀬喜久男。

1、被告となるべき者の住所、氏名等は以下のとおりです。

6ページ、2、請求の要旨。

(1) ①上記番号1の1から1の7、②上記番号2の1から2の7、③上記番号3の1から3の8をそれぞれ1つの訴状とし、計3つの訴えを提起する。それぞれの訴えは、主たる債務者および連帯保証人またはその相続人に対して請求をするものである。

(2) 上記訴えは、いずれも主たる債務者が貸金等に係る返還金の支払いを滞納していることから、主たる債務者に対して、滞納返還金および遅延損害金の支払いを、連帯保証人またはその相続人に対して連帯保証債務の履行を求めるものである。

次のページをお願いします。

専第6号 専決処分書。

貸金等返還請求事件に関する訴えの提起。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり、訴えを提起することについて専決処分する。

令和2年4月23日。

甲良町長 野瀬喜久男。

1、被告となるべき者の住所、氏名等をご覧のとおりです。

10ページ。2、請求の要旨。

上記の訴えは、主たる債務者の相続人が、貸金等に係る返還金の支払いを滞納していることから、主たる債務者の相続人に対して、滞納返還金および遅延損害金の支払いを、連帯保証人またはその相続人に対して連帯保証債務の履行を求めるものである。

報告は以上です。

○**阪東議長** これをもって報告を終わります。

次に、日程第5 承認第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて、甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年5月20日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**大野税務課長** それでは、裏面をよろしく願います。

専第3号 専決処分書。甲良町税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日。

甲良町長。

それでは、甲良町税条例の一部改正の条例について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正をする法律が公布施行されたことから、本条例の規定について所要の改正を行うものです。

それでは、1ページをお願いします。54条、こちらは法規則の新設に合わせて新設される項目です。第5項です。法第343条第5項に規定する検索を行ってもなお固定資産の所有者の所在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなすことができるという規定でございます。同じく1ページの第74条の3、現所有者は、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告いただく規定でございます。

2ページをお願いします。第96条の3項です。法改正に合わせて改正をするものです。たばこ税の課税の減免について、必要な手続の簡素化の規定についてでございます。

その他、令和への改正などがございます。

4 ページをお願いします。付則です。この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条では、住民税に関する経過措置、第 3 条では、固定資産税に関する経過措置を定めています。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって、承認第 2 号は承認されました。

次に、日程第 6 承認第 3 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 承認第 3 号 専決処分につき、承認を求めることについて。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 20 日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○**大野税務課長** それでは、裏面をよろしく申し上げます。

専第 4 号 専決処分書。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日。

甲良町長。

それでは、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正につきましては、地方税法施行例の一部を改正

する政令の施行に伴う改正です。

それでは、第2条です。第2条2項ただし書中、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額について61万円を63万円に、同条第4項ただし書中の介護給付金の課税額16万円を17万円に改めるものです。第23条の2号中の5割軽減の判定所得基準額28万円を28万5,000円に。2割軽減の判定所得基準額51万円を52万円に改めるものです。

付則です。この条例は令和2年4月1日から施行します。適用では、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例とするものです。

どうぞよろしくお願ひします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤委員。

○**西澤議員** 賛成討論です。それで、以前からも申し上げておりますように、国民健康保険の会計は大変苦しい、厳しい状況になっています。元々国が国庫支出金を減らしたことから、地方の苦しみと申しますか、財政上の大変さが増してきているんです。

それで今回、改正案を見てますと、限度額が61万から63万円、そして、介護保険の分については16万円が17万円と、それぞれ若干引き上がっています。それで、高額所得者への課税シフトという点は示されているというように思います。しかし、やはり全体の課税のベースのところでは、払いたくても払えないような高い保険料のベースになってしまうという根本的な問題は解決しません。そういう点では、今回、国民健康保険税の条例の改正のこの範囲に限って賛成討論とするものです。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願ひします。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願ひします。起立全員です。

よって承認第3号は承認されました。

次に、日程第7 承認第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年5月20日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 失礼します。表紙裏面をお願いします。

専第5号 専決処分書。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日。

甲良町長。

この改正につきましては、介護保険法施行例および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正することに基づきまして、甲良町介護保険条例の一部を改正するという内容でございます。

甲良町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中、平成31年度から平成32年度を令和2年度に、3万600円を2万4,480円に改める。

第7条第3項中、平成31年度及び平成32年度を令和2年度に、5万1,000円を4万800円に改める。

第7条第4項中、平成31年度及び平成32年度を令和2年度に、5万9,160円を5万7,120円に改める。

付則1、この条例は令和2年4月1日から施行する。

2、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上でございます。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって、承認第4号は承認されました。

次に日程第8 議案第27号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第27号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年5月20日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○**大野税務課長** それでは、次のページをお願いいたします。

甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方税法の一部改正をする法律の改正に伴うものでございます。

付則に次の1条を加える。新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等。第23条です。第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する。法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について運用する。

付則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。どうぞよろしく願います。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので質疑はありますか。

西澤議員。

○**西澤議員** この条例改正そのものが、コロナの拡大に伴う支援の1つだというように思います。そこで、国庫の支出の対象、つまり補助の補填をされる対象として、この条例の改正が必要不可欠かという点で質問させていただいて、説明をお願いしたいと思うんです。

それで、以前に私が提出しました地方税法の第15条には、徴収猶予が既に明記されているんです。そこに、今回のコロナウイルスの感染拡大に関わって収入が減少したという点を条例に明記をして初めて国からの補填が受けられるのかどうか。その点、ないままに対応している自治体があるというふうに聞いていますが、その関係のところの説明をお願いしたいです。

○**阪東議長** 税務課長。

○**大野税務課長** こちらはコロナウイルスの感染症に係る徴収猶予の特例の手

続についてなんですが、地方税法の法附則の59条では、第1項の方に、感染の影響で相当な収入の減少のある方で、特定日、政令で定める日ということで、徴収金の一部または全部を猶予することができるということが、法の附則の方でうたわれております。そちらの方法を準用して、今回は、条例で委任されている部分のみについての条例改正となっております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** ピンポイントで答えてもらったらいんですが、この条例を改正することによって国の補填が入る、つまり、町の裁量で減免をしている場合は、国からの補填が入らない、町の損失という部分がかかなりありますよね。今回は、コロナウイルスの感染拡大防止をしていくという観点から、この条例を定めることによって補填を受けられるというように必須条件になるのか、それとも、これを改正しなくても受けられるのかという私の疑問です。

○**阪東議長** 税務課長。

○**大野税務課長** すみません、徴収猶予の方につきましては猶予ですので、特に減免をするものではございませんので、補助金の方とか国庫からの方の入の方は、今のところは該当しないかなと思っております。この法附則によって準用をして猶予をしていこうと思っております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 15条の9に徴収猶予の場合の延滞金は免除するとなっているんですね。そうしますと、町は、その分損失をしていきます。その点では、延滞金の免除も今回の条例の中に入るのかどうかも、法の運用については大事なところですので、確認をしておく必要があると思いますが、いかがですか。

○**阪東議長** 税務課長。

○**大野税務課長** 猶予に関する部分の延滞金についてですが、この期間に、59条で定める分については、特にもう延滞金を課さないということで考えておりました。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第27号は可決されました。

次に日程第9 議案第28号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第28号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年5月20日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○**大野税務課長** それでは、次のページをお願いいたします。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて発出された新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免に関する財政支援についてにより実施をする甲良町国民健康保険税条例の一部改正について、所要の改正を行うものです。

第24条の第2項中についてでございます。国民健康保険税の減免についてです。2項中では、納期限前7日までに申請書に記載の上、町長に提出しなければならないの次に、ただし書として、新型インフルエンザ対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響によるものと同町が認めた場合はこの限りでないを加えます。

付則です。付則に次の1項を加える。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例です。第24条2項ただし書の規定は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている国民健康保険税の減免について適用をいたします。

付則です。この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第14項の規定は、令和2年2月1日から適用いたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** これも、先ほどの条例と同じですけども、趣旨の質問ですけども、国の補填が今回明らかにあります。そのことと、この条例を制定することによって補填を受ける、そういう必須条件になってくるというのがあり得るの

かということですね。

それから、2点目は、現在でも、国民健康保険税の条例についての減免規定があります。その中に、町長が認める場合というのもあります。災害、大災害を受けた場合とか、主たる生計者が重病になった場合なども書かれています。今回コロナウイルスのどこを特化したということで理解していいんでしょうか。その2点、よろしくお願いします。

○**阪東議長** 税務課長。

○**大野税務課長** 国の補填につきましては、条例に定めたものの事業について国からの補填がございます。

次の2点目の質問なんですが、今回のこの条例につきましては、通常の条例、今までの条例でしたら、7日前までに申請をいただくこととなっておりますが、今回は、令和2年2月1日納期の分から遡っての申請を受け付けるとするもので特別なものでございます。

○**阪東議長** ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって議案第28号は可決されました。

次に、日程第10 議案第29号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第29号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年5月20日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○**小林住民課長** それでは、説明に入らせていただく場合に、2か所ミスプリ

ントがございますので、訂正の方をお願いいたします。

まず、議案書の次のページ、1 ページ目のところの1 番下の7 項のところになるんですけども、その文の中ほどに、全部または、「は」がもう1 字入っておりまして、一部につきということ、「は」が2 つ入っておりますので、この1 文字を削除していただきたいのと、合わせて新旧対照表の1 番最後のページになります7 項のところの2 行目のところで、同じく全部または、「は」がありますので、一部というところの「は」を1 字削除していただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、第29号についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国内の感染拡大防止の観点から、保険者に傷病手当金の支給を行うものということで、国民健康保険条例の一部を改正することにしております。

目次中、(第7章) 削除を、(第7章) 雑則に、附則を、文言の修正で付則の方に改める。付則に次の見出しおよび6 項を加える。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金、3 項給与等第28条1 項に規定する給与等をいい、賞与を除く以下の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して、3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務につくことを予定していた日について傷病手当金を支給する。4 項、傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3 か月間の給与等の収入の額の合計額を、就労日数で除した金額の3 分の2 に相当する金額とする。5 項、傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して、1 年6 月を超えないものとする。6 項、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部または一部を受け取ることができる者に対しては、これを受け取ることができる期間は傷病手当金を支給しない。ただし、その受け取ることができる給与等の額が第4 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。7 項、前項に規定するものが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受け取ることができるはずであった給与の全部または一部につき、その全額を受けることができなかったときは、傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合において、その受けた額が傷病手当金の額より少ないときは、その額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。8 項、前項の規定により、この町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から供給する。

付則、この条例は公布の日から施行し、改正後の付則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から、規則で定める日までの間に属する場合に適用することとするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって議案第29号は可決されました。

次に、日程第11 議案第30号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第30号 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年5月20日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○**小林住民課長** 議案第30号についてご説明申し上げます。

甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するにあたりましては、今回国保の改正のときと同様、コロナの感染防止の観点から傷病手当金を支給することに伴う後期高齢事務の追加ということで、お考えいただきたいと思います。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 広域連合条例附則第7条に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。

付則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって議案第30号は可決されました。

次に、日程第12 議案第31号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第31号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年5月20日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○**中村保健福祉課長** 表紙裏面をお願いいたします。

議案第31号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者に係る保険料の減免に関する規定を整備をするものでございます。

甲良町介護保険条例の一部を次のように改正する。付則に次の1条を加える。第9条、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、納期限が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たす者として、同項の規定を適用する。

1、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2、第1項に規定する新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡した、または重篤な傷病を負ったこと。

2、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入または給

与収入の減少が見込まれ、次のアおよびイに該当すること。

ア事業収入等のいずれかの減少が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ減少することが見込まれる事業収入に係る所得以外の前年の所得の合計が400万以下であること。

2項、前項の場合における第14条第2項の規定の適用については、同項中、提出しなければならないとあるのは、提出しなければならない。ただし、町長はこれにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができるとする。

裏面をお願いします。付則、この条例は公布の日から施行し、改正後の付則第9条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですからこれで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。よって、議案第31号は可決されました。

次に、日程第13 議案第32号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第32号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和2年5月20日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 議案第32号を説明いたします。予算書の裏面をお願いします。

令和2年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。歳入歳出それぞれ231

万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,581万1,000円とするものであります。

第1表をお願いします。歳入の部であります。14款国庫支出金978万4,000円の増額。18款繰入金821万8,000円の減額。20款諸収入67万7,000円の減額。21款町債320万円の減額で、歳入合計が231万1,000円の減額であります。

次のページをお願いします。歳出の部です。2款総務費872万8,000円の減額。3款民生費1,734万8,000円。4款衛生費265万9,000円の増額。7款商工費169万円の減額。10款教育費1,490万円の減額。14款予備費300万円の増額で、歳出合計は歳入合計と同額であります。

次の第2表をお願いします。地方債の補正であります。変更であります。カーボンマネジメント強化学業債、総務債で300万の減額で、補正後を230万にするものです。次にカーボンマネジメント強化学業債、民生債で、20万円の減額で補正後を1,300万にするものです。

以上であります。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 全員協議会でも質問しましたが、9ページ、温水プール、香良の湯の指定の委託料のところですか。それで、町の決定で休館をしていただいたという関係があります。それで、働いてる方と指定管理者との関係がありますが、そういう自主的な取決めもありますけども、町の決定で、休館になったという点から見ると、町の役割は大変重要だということに思うんです。それで、この収入、働いてる分の減になった方、これは何らかの方法で割合があるのか、全額になるのか分かりませんが、そういう点で、町がきちんと指導をすべきというように思いますね。補正予算で手当てするわけですから、その分、何らかの協定なり指導なりの担保が必要だということに思います。この点、どういうようにするのかというのが1点です。

それから、続けて質問します。10ページの教育費の20万円ですが、これ、資料の、15日に頂いた14ページ、15ページの10万、10万だと思えますので、間違いがなければそうだと。既に、甲良中のフェンスに、コロナに負けず頑張ろうみたいな、甲良町の底力を出そうというように応援メッセージが書かれています。これは予算の措置をされた上で出されているのか、それとも、既に自主的に貼り出されてるんだと、かなり早く出しておられましたので、そういうものなのか、説明をお願いします。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 今の委託料のプールなり香良の湯の関係でございますが、年度間の協定によりまして、しっかりとその辺り、私ども減額するというようなことを考えておりませんので、その辺りでしっかりと指定管理者と協議をしていきたいと思っております。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 今現在、中学校のフェンスに確かに貼って来ております。東小学校の方も、独自に窓ガラスに貼って来ております。今現在使用している紙代等については、現状のそれぞれの消耗品の中で対応してもらっているものです。今後、多分、今現状予算で足りなくなった部分については、9月等で補正をしようと思っておりますが、今回上げている20万については、これからも、プリント等で消耗品が必要になってくると思っておりますので、そのような消耗品に充てられるように、西澤議員が言われたような10万10万の部分で充てたものでございます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。今回、議員や町民の要望を受けて、また、大変私たちが経験したことの無い禍、コロナ禍と言われますが、そういう点でも、町民は大変不安に感じています。もちろん収入が減少する、ないしは途絶えるという方もあります。また、年金生活をしている私たちは、そういう収入の減はありませんけども、その他の支出で、やはり大変困惑をする部分が幾つもあります。そういう点では、今後の暮らしを応援する、それから生業ですね、それから、事業者が大変苦しい状況になっているのを応援する、こういう中身で今回提案をされて、1つずつ整理をされておられてると思っております。

そこで、今回、地方に配分される国の交付金を活用したさらなる支援を改めて求めていきたいというふうに思うんです。それも、暮らしの応援を最優先する、このことが非常に大事だと思いますし、やはり町民に寄り添った町政だという点で身近に感じてもらえる、そういう中身が大変大事だったというように思います。その点でも、コロナ後の経済、社会の在り方、これも既に、様々な分野で、またいろんな角度で議論が始まっています。そういう点でも、このコロナを乗り越えた上での、社会の在り方、経済の在り方などが試されてくるように思います。そういう点でも、私の意見を述べさせていただいて、賛成討論といたします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、日程第14 議案第33号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第33号 令和2年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和2年5月20日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○**小林住民課長** 議案第33号についてご説明申し上げます。

それでは、予算書裏面の方をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,437万2,000円とするものでございます。

次のページ第1表をご覧ください。歳入の部、4款1項県負担金、補正額200万円。歳入合計は9億3,437万2,000円となります。

次のページをお願いいたします。歳出の部、2款保険給付費、補正額200万円の増額、歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって議案第33号は可決されました。

次に、日程第15 発議第10号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 発議第10号。

令和2年5月20日。

甲良町議会議長様。

提出者、甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者、建部孝夫、同じく山田裕康、同じく山田充。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策の拡充を求める決議（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

西澤議員。

○**西澤議員** それでは決議案を朗読させていただきまして、提案をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策の拡充を求める決議（案）。

新型コロナウイルス感染、以後、コロナ感染と言います。という未曾有の危機に私たち国民、いえ、全世界の人々が直面しています。世界中でコロナ感染が爆発的に拡大する中、安倍首相は、新型コロナウイルス特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発令し、その後、緊急事態宣言の対象を全国に拡大しました。感染拡大防止のため、不要不急の外出自粛、休業、イベントの中止、各種学校の休校要請など、国民に行動変容を要請していました。

感染者数の減少が報じられ、14日には39県で非常事態宣言が解除されたものの、感染の脅威は過ぎ去っていません。感染拡大防止策、不要不急の外出、3密回避などが引き続き呼びかけられています。油断は禁物です。

コロナ感染拡大の影響で、甲良町内でも事業所の休業、営業時間の短縮、仕事の減少、イベントの中止、延期などで収入が途絶え、売上げが減少するなど、あらゆる分野で困難な状況が深刻さを増しています。

政府は1人10万円の一律給付をようやく実現しました。また、各種の救済制度、経済対策を決定しました。しかし、事業者が希望する自粛と保証はセットでは満たされておらず、安心して自粛、休業要請に応じられるためには、極めて不十分と言わざるを得ません。感染状況の正確な掌握のために、検査体制の大幅拡充、医療体制の充実のためにも、さらに必要不可欠の社会経済

活動を持続させるためにも、国、県によるさらなる支援策が求められているところではあります。

その上で、町独自の支援策の拡充が求められています。それは多くの町民が困難な状況に置かれている中で、町民に寄り添う町政の重要な役割だと考えるからです。

よって、野瀬町長におかれましては、以下の事項を講じられるよう強く要請します。

1、国、県に対して、検査、医療体制の拡充、安心して自粛・休業できる補償・経済対策を講じられる充分なる財政出動を要請されること。

2、我が町独自の感染防止対策ならびに休業要請に伴う町民・事業主の損失等、様々な影響に対する補てん・支援策を拡充すること。税・保険料・水道料など、各種公共料金の減免措置を講ずること。

3、この非常事態を受け、不要不急の事業を見直し、中止あるいは延期するなどして、財源を確保すること。

以上、決議する。

令和2年5月20日。

甲良町議会。

以上です。

同時に、先ほど可決をいたしました一般会計の令和2年分の補正予算、この中に、様々な分野で私たちの願い、町民の願いが反映を、全部とは言いませんけれども、かなり大きく反映をされているというように思います。

しかし、やはり、まだまだこの状況は続きます。そういう点でも、拡充が求められているところではあります。また、第2波、第3波が必ず到来するということが指摘をされています。コロナ禍等を経験した後の社会状況、経済社会の在り方、このように、どういうようにしていくのかも、国民間、それから住民間の議論の的ともなると思います。

地方自治体は、1番身近な存在であります。政治、行政単位として、国がやらないなら、町が最大限、住民の命、健康を守る、このことに取り組む意気込みを見せることが非常に大事だと私は思っています。それを、県や国が見て、動いていく、そういう国を動かす、県を動かしていく、そういう役割を、小さな町だからこそ持っているんだと私は思っています。

第2次の補正予算が国では報じられています。その中でも、やはり、町の独自の施策を充実させることを改めて求めていきたいと思っております。

感染者は、昨日19日現在で1万7,071人、死者が786人と報じられています。滋賀県は99人。昨日の夜の9時30分現在の報道です。そういう点でも、やはり、この状況は、まだまだ警戒を緩めるわけにはいかないというの

もあります。

その支援策を町が、また県が、国が十分に保証をして、感染防止に当たっていくというのも大事だというように思います。そのことを求めていく決議として、また行政の後押しをしていく、今回、補正予算を可決をして、さらなる充実の声も聞いています。そういう背中を押す形の決議だと私は思っていますので、どうぞ、議員の皆さんの賛同をぜひよろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑は終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって、発議第10号は可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○**野瀬町長** 本日、開会させていただきました臨時会におきまして、行政から提出いたしました案件のうち、条例改正の専決処分の承認が3件、新型コロナウイルス感染症に伴う住民支援対策の条例改正が5件、補正予算が2件、合計10件つきまして、いずれも可決、承認をいただき、ありがとうございました。

ただいま本会議におきまして、発議第10号で可決をされました新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策の拡充を求める決議を受けまして、引き続き住民、事業者への支援対策につきまして、早め早めの検討を継続いたし、次なる施策について、一定まとまった時点で議会と協議をさせていただく取組を当分の間、継続してまいりたいと考えております。

次回の協議は、日程が決まっております。6月定例会の審議において協議させていただきたいと考えております。

本日の臨時会でのご審議と議決にお礼を申し上げ、令和2年第4回臨時会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○阪東議長 これをもって、令和2年第4回甲良町議会臨時会を閉会します。
ご苦労さんでした。

(午後 2時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 岡 田 隆 行

署 名 議 員 山 田 充